

# 文京区議会申し合わせ事項 新旧対照表（案）

## 議会における会議の取扱いについて

改正案				現行			
<p>議会における会議の取扱いについて、<u>次表に基づき実施する。</u></p> <p>これに伴い、「<u>全員協議会傍聴の件</u>」（昭和45年9月16日議会運営調査特別委員会決定、平成6年6月17日議会運営委員会追認）を廃止する。</p>				<p>議会における会議の取扱いについて、<u>平成十二年四月一日から次表に基づき実施する。</u></p> <p>これに伴い、「<u>全員協議会傍聴の件</u>」（昭和四十五年九月十六日議会運営調査特別委員会決定、平成六年六月十七日議会運営委員会追認）を廃止する。</p>			
会議名	傍聴	記録	資料	会議名	傍聴	記録	資料
幹事長会	なし	なし	公開	幹事長会	なし	なし	公開
全員協議会	傍聴席は25席	公開	公開	全員協議会	傍聴席は25席 (紹介議員分なし)	公開	公開
理事会	なし	なし	公開	理事会	なし	なし	公開
小委員会	なし	なし	周知又は報告で公開	小委員会	なし	なし	周知又は報告で公開
委員会日程調整会議	なし	なし	周知又は報告で公開	委員会日程調整会議	なし	なし	周知又は報告で公開
<p>【注・会議体の位置付け等】</p> <p>*幹事長会 (略)</p> <p>*全員協議会 理事者報告、<u>議長会報告</u>、連絡などのために開かれる。(運営内規あり)</p> <p>*理事会 (略)</p> <p>*議会広報小委員会 (略)</p> <p>*意見書等調整小委員会 (略)</p> <p>*委員会日程調整会議 (略)</p>				<p>【注・会議体の位置付け等】</p> <p>*幹事長会 (略)</p> <p>*全員協議会 理事者報告、議長会・委員長会報告、連絡などのために開かれる。(運営内規あり)</p> <p>*理事会 (略)</p> <p>*議会広報小委員会 (略)</p> <p>*意見書等調整小委員会 (略)</p> <p>*委員会日程調整会議 (略)</p>			

## 議会運営に関する事項等の取扱いについて

改正案	現行
<p>議会運営に関する事項等の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>一 議会運営に関する事項</p> <p>1 幹事長会を経て、議会運営委員会で取扱いを決定するもの</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 二人以下会派及び無所属議員について</u></p> <p>(15)～(27) (略)</p> <p>二 理事者等の報告事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 全員協議会で報告するもの</p> <p>(1) <u>議長会について</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>議会運営に関する事項等の取扱いについては、平成十二年四月一日から次のとおりとする。</p> <p>一 議会運営に関する事項</p> <p>1 幹事長会を経て、議会運営委員会で取扱いを決定するもの</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 無所属議員（一人会派）について</u></p> <p>(15)～(27) (略)</p> <p>二 理事者等の報告事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 全員協議会で報告するもの</p> <p>(1) <u>議長会（委員長会）について</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>三 (略)</p>

## 議会における決算審査の実施時期について

改正案	現行
<p>決算審査は、平成14年から第3回定例会（平成26年5月1日から「9月定例議会」）で行う。</p>	<p>決算審査は、平成十四年から第三回定例会（平成二十六年五月一日から「九月定例議会」）、九月定例議会の議会期間を九月上旬から十月中旬までに、十一月定例議会の議会期間を十一月中旬から十二月初旬までに、それぞれ設定する方向で対応する。</p>

## 委員会におけるマイクの使用について

改正案	現行
<p>(削除)</p>	<p>今後は、<u>全委員会において議員席にもマイクを設置することとする。</u></p>

## 常任委員会での当初予算、補正予算説明について

改正案	現行
<p>先例により、当初予算は予算審査特別委員会で、補正予算は総務区民委員会で<u>審査</u>することとし、常任委員会では所管部分についての説明を受けるにとどめ、<u>質疑は行わない取扱い</u>をしてきたが、平成15年第1回定例会から、委員会の効率的な運営を図るため、常任委員会での当初予算、補正予算の説明は受けないこととする。</p>	<p>先例により、当初予算は予算審査特別委員会で、補正予算は総務区民委員会で<u>審議</u>することとし、常任委員会では所管部分についての説明を受けるにとどめ、<u>質疑は行わない取扱い</u>をしてきたが、平成十五年第一回定例会から、委員会の効率的な運営を図るため、常任委員会での当初予算、補正予算の説明は受けないこととする。</p>

## 予算・決算特別委員会の委員会報告文について

改正案	現行
予算・決算審査特別委員会の委員会報告文について 1～3 (略)	予算・決算特別委員会の委員会報告文について 1～3 (略)

## 議員待遇者の傍聴について

改正案	現行
区議会議員待遇者は、 <u>本会議及び委員会</u> を傍聴することができる。	区議会議員待遇者は、 <u>議会及び委員会</u> を傍聴することができる。

## 委員会記録について

改正案	現行
一 (略)	一 (略)
二 委員会記録の記載事項について 委員会記録の記載事項は、次のとおりとする。 <u>(1) 開会、休憩及び閉会の日時、</u> <u>(2) 出席及び欠席委員氏名、</u> <u>(3) 説明のため出席した理事者職氏名、</u> <u>(4) 出席した事務局職員氏名、</u> <u>(5) 会議に付した案件の件名、</u> <u>(6) 議事、</u> <u>(7) その他委員会又は委員長が特に必要と認めた事項</u>	二 委員会記録の記載事項について 委員会記録の記載事項は、次のとおりとする。 <u>① 開会、休憩及び閉会の日時、② 出席及び欠席委員氏名、③ 説明のため出席した理事者職氏名、</u> <u>④ 出席した事務局職員氏名、⑤ 会議に付した案件の件名、⑥ 議事、⑦ その他委員会又は委員長が特に必要と認めた事項</u>
三 (略)	三 (略)
四 委員会記録の配付について 委員会記録は、その写しを行政情報センター及び議会図書室に <u>配付</u> し、閲覧に供するとともに、希望する会派に <u>配付</u> するものとする。 <u>(削除)</u>	四 委員会記録の <u>配布</u> について 委員会記録は、その写しを行政情報センター及び議会図書室に <u>配布</u> し、閲覧に供するとともに、希望する会派に <u>配布</u> するものとする。 <u>(会派への配布はフロッピーディスクでも可とする。)</u>
五 <u>配付</u> する委員会記録に掲載しない事項について <u>配付</u> する委員会記録には、秘密会の議事、取り消した発言及び文京区行政情報の公開に関する <u>条例第8条第1項</u> の各号に該当する事項(個人情報等)は、掲載しない。	五 <u>配布</u> する委員会記録に掲載しない事項について <u>配布</u> する委員会記録には、秘密会の議事、取り消した発言及び文京区行政情報の公開に関する <u>条例第8条第1項</u> の各号に該当する事項(個人情報等)は、掲載しない。
六 (略)	六 (略)

## 議会の情報公開について

改正案	現行
一 (略)	一 (略)
二 情報公開対象文書 1 (略) 2 <u>委員会記録</u> <u>委員会(常任委員会・議会運営委員会・特別委員会)記録は、公開対象文書とする。</u>	二 情報公開対象文書 1 (略) 2 <u>委員会記録及び委員連絡会記録</u> <u>委員会(常任委員会・議会運営委員会・特別委員会)記録及び常任委員連絡会記録は、公開対象文書とする。</u>
3～4 (略)	3～4 (略)
三 (略)	三 (略)

## 文京区議会先例 新旧対照表 (案)

改正案	現行
<p>【1】招集 (削除)</p> <p>1 一般選挙後の最初の議会の開会は、事務局長名をもって通知することを例とする。</p> <p>2 本会議（一般質問を行う本会議は除く）の開会・開議通知は、本会議開会・開議日の<u>7日前</u>に行うことを例とする。</p> <p>3 一般質問を行う本会議の開議通知は、定例議会初日に行うことを例とする。</p> <p>4 参集の通告は、出退表示板に点灯することにより行うことを例とする。 (自己の氏名を点灯することをもって、応招したものとみなす。)</p> <p style="text-align: center;">※議員の出退表示板の件 (昭和44年11月12日議会運営調査特別委員会決定・平成6年6月17日議会運営委員会追認) 議員の出退表示板は、議会運営委員長総括のもと各議員の確実なるボタン操作の励行を要請する。</p> <p>【5】議案の提出 1～3 (略) (削除)</p> <p>4 (略)</p> <p>【13】委員会 1～6 (略)</p> <p>7 当初予算案については予算審査特別委員会を、決算報告については決算審査特別委員会を設置して審査することを例とする。</p> <p>8～11 (略)</p>	<p>【1】招集</p> <p>1 一般選挙後の最初の議会は、議員〔議会構成世話人会〕の請求によって招集することを例とする。</p> <p>2 一般選挙後の最初の議会の開会は、事務局長名をもって通知することを例とする。</p> <p>3 本会議（一般質問を行う本会議は除く）の開会・開議通知は、本会議開会・開議日の<u>七日前</u>に行うことを例とする。</p> <p>4 一般質問を行う本会議の開議通知は、定例議会初日に行うことを例とする。</p> <p>5 参集の通告は、出退表示板に点灯することにより行うことを例とする。 (自己の氏名を点灯することをもって、応招したものとみなす。)</p> <p style="text-align: center;">※議員の出退表示板の件 (昭和44年11月12日議会運営調査特別委員会決定・平成6年6月17日議会運営委員会追認) 議員の出退表示板は、議会運営委員長総括のもと各議員の確実なるボタン操作の励行を要請する。</p> <p>【5】議案の提出 1～3 (略) 【※当初予算案に対する修正案については、<u>取扱いを協議中（平成13年8月24日）</u>】</p> <p>4 (略)</p> <p>【13】委員会 1～6 (略)</p> <p>7 当初予算案については予算審査特別委員会を、<u>決算案</u>については決算審査特別委員会を設置して審査することを例とする。</p> <p>8～11 (略)</p>